

福井市告示第 1 8 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり本市の町及び字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、町及び字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による団体営非補助土地改良事業市ノ瀬地区に係る換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成 2 1 年 1 0 月 8 日

福井市長 東 村 新 一

次の区域を市ノ瀬町 5 2 字榎木町に編入する。

町	字	地 番
市ノ瀬町	5 1 字 奥榎木町	1 の一部 2 から 1 4 まで 1 7
高須町	4 字 橋ヶ谷	1 の一部
	5 字 榎ノ木町	2 から 5 までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を高須町 5 字榎ノ木町に編入する。

町	字	地 番
市ノ瀬町	5 1 字 奥榎木町	1 の一部
	5 2 字 榎木町	2 9 の一部 3 7 から 3 9 までの各一部 4 1 の 2 の一部 4 2 から 4 4 までの各一部
これらの区域に隣接する道路である市有地の全部		